

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項、第四項、第五項及び第十一項の規定に基づき、防火区画を設けることを要しない建築物を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

防火区画を設けることを要しない建築物を定める件

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百十二条第一項及び第四項の国土交通大臣が定める建築物は、令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち卸売市場の上屋、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第三号に掲げる構造方法を用いるもの

第二 令第一百十二条第五項の国土交通大臣が定める建築物は、第一に規定するもの（第百九条の三第二号に掲げる基準又は一時間準耐火基準に適合するものに限る。）とする。

第三 令第一百十二条第十一項の国土交通大臣が定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 第一に規定するもの

二 令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち地階を除く階数が三で延べ

面積が五百平方メートル以下のもので令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号に掲げる構造方法を用いるもの（防火地域内にあるものを除く。）

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。